

第 2 0 回 成年後見制度利用促進専門家会議

裁判所における取組の状況等について



令和 7 年 1 0 月 2 1 日
最高裁判所事務総局家庭局



適切な後見人等の選任・交代の推進

後見人等に関する苦情等への適切な対応

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

適切な身上保護事務の監督と報酬算定

不正防止に関する取組

適切な後見人等の選任・交代の推進

適切な後見人等の選任



家庭裁判所において、

- 受任者調整会議の見学を行うなど、申立前の権利擁護支援やチーム支援の実情について理解
- 個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、福祉・行政等の関係機関との間で、後見人等を選任する際の考慮要素や後見人等候補者のイメージを共有
- 専門職の職種選定や選任形態について、裁判所内部の研究会等における意見交換を通じてイメージを共有《自律的検討》

適切な後見人等の交代の推進



後見等事務報告書の統一書式（定期報告用）に、「課題の解決状況」を始めとする今後の後見事務の方針を記載する欄を設定

⇒ 家庭裁判所において、将来的な交代を見据えた課題の状況が把握可能に

後見人等に関する苦情等への適切な対応 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

後見人等に関する苦情等への適切な対応



福祉・行政等の関係機関から、後見人等に関する情報提供を受ける際の運用上の工夫等につき、裁判所内部の研究会等において意見交換

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり



家庭裁判所において、

- 受任者調整会議の見学や模擬事例の検討等を通じて、後見人等の選任イメージを共有
- 自治体等に対する講師派遣や統計データの提供
- 自治体等が主催する「協議会」（個別事案を取り扱う会議は除く）へのオブザーバー参加（支部・出張所を含む。）

適切な身上保護事務の監督と報酬算定①

後見等事務報告書統一書式の運用開始



令和7年4月から、身上保護事務や本人の意思確認に関する報告項目を新設した全国統一の後見等事務報告書式（下記URL参照）の運用開始

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp00/koukenp7/koukenhoukoku1/index.html>



適切な身上保護事務の監督とその検討内容も踏まえた身上保護事務に係る適切な報酬算定



- 後見人の意思決定支援に対する意識向上の契機となるよう、適切な身上保護事務の監督の在り方について、裁判所内部の研究会等において意見交換
- 身上保護事務に係る適切な報酬算定の在り方について、一連の身上保護事務のプロセス全体を見て評価することなど、裁判所内部での議論を継続

報酬実績の公表（令和8年3月を目途）



全国の認容で終局した報酬付与申立事件について、報酬付与額の分布を公表することで、利用者にとっての予測可能性を確保

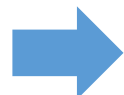
－ 報酬実績公表の概要 －

統計項目の想定

- ①流動資産額（現金、預貯金（*）、有価証券の合計）別
- ②類型別（後見、保佐、補助、法定後見監督（**）、任意後見監督）
- ③後見人の属性（親族、非親族の別）
- ④付加報酬の求めの有無

* 預貯金に後見制度支援信託・後見制度支援預貯金は含まない。

** 後見監督、保佐監督及び補助監督につき、各類型ごとにグラフを作成するかは引き続き検討



これら統計項目を掛け合わせてグラフを作成

* グラフと分類の例は次スライドのとおり



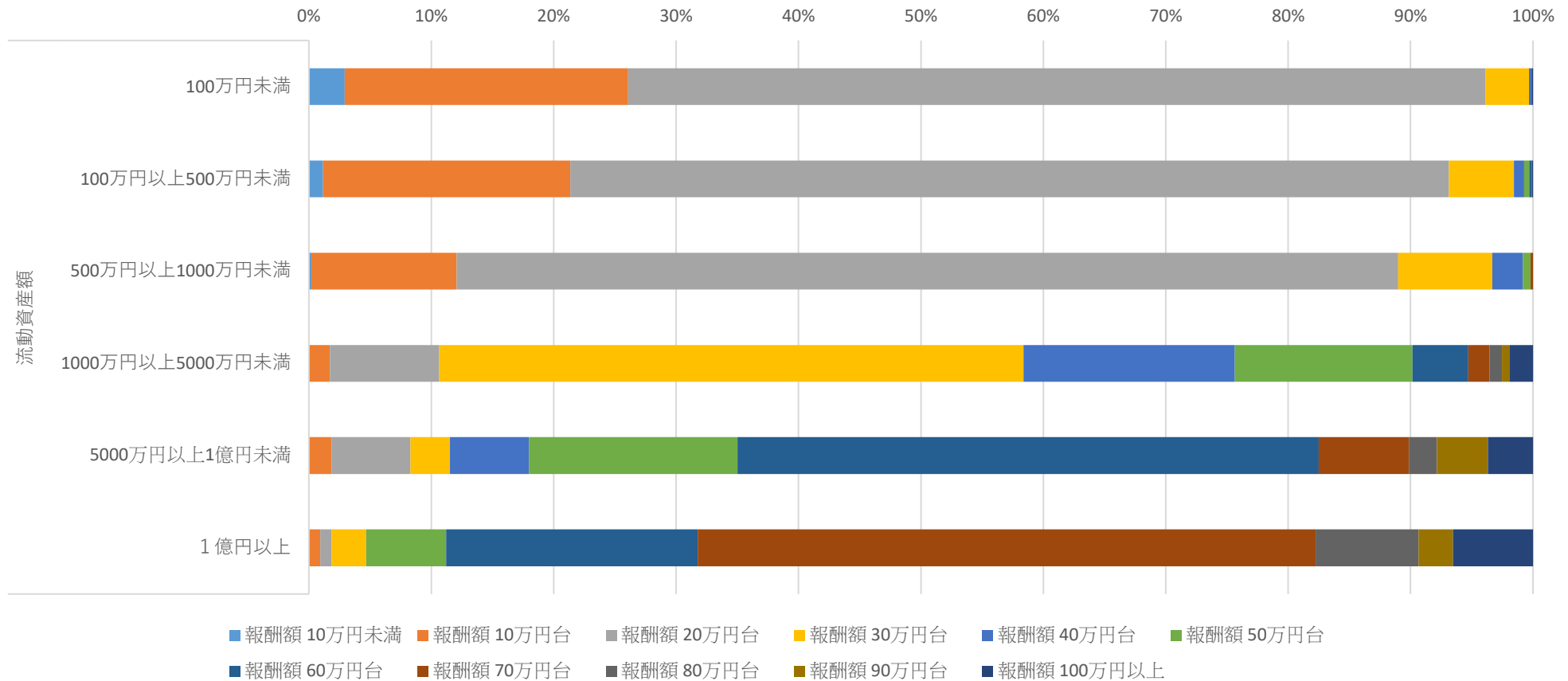
予定公表時期

- 令和8年3月頃（令和7年7月から同年12月までの分）
- 令和9年3月頃（令和8年1月から同年12月までの分）
- 令和9年分以降は、法改正の内容、施行時期等を踏まえ検討

適切な身上保護事務の監督と報酬算定③

ー 報酬実績公表のグラフィイメージー

後見・非親族・付加報酬の求め有り



不正防止に関する取組 – 保佐・補助類型を対象とする後見制度支援預金 –

(第二期計画 18頁)

成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするため、引き続き不正防止の取組が重要である。したがって、監督機能の充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関・関係団体は、不正事案の発生を未然に抑止するための方策を推進する必要がある。

(第二期計画に係る中間検証報告書 32頁)

後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入の促進に当たっては、業界団体等において、留意点や事務フローの整備、裁判所との調整等、加盟金融機関へのサポートの役割が期待されるところであり、金融庁としても、関係省庁等と連携しながら、引き続き対応を促していく必要がある。

保佐・補助類型を対象とする支援預金の概要

- 後見類型の支援預金は、成年後見人が包括的代理権を有していることを前提に、預金口座として、
①大口口座（大きな生活の変化等があった場合に要する費用の原資として使用することを想定）と、
②成年後見人用の小口口座（日常的な生活費の原資として使用することを想定）の二つのみが設定されている。
- 保佐・補助類型では、原則として、保佐人又は補助人による代理ではなく **本人自らが法律行為を行うことが想定されている**ため、**保佐・補助類型を対象とする支援預金**は、①大口口座と②保佐人・補助人用の小口口座に加えて、③**本人用の小口口座**を設定できる仕組みとなっている。
本人が自由に取引できる小口口座が設定されることで、不正防止のみならず、**本人の権利擁護にも資する**側面を有する。

取扱金融機関（※令和7年10月1日現在）

令和7年10月1日から静岡県内の全ての信用金庫において取扱い開始

沼津信用金庫、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、浜松いわた信用金庫、三島信用金庫、富士宮信用金庫、島田掛川信用金庫、富士信用金庫、遠州信用金庫